

消防設備士講習事業

(総務省消防庁予防課)

1. 事務・事業の概要

消防法第17条の規定により、政令で定める防火対象物の関係者に設置及び維持が義務付けられている消防用設備等は、火災の発生時にその機能が確実に発揮される必要があることから、一定の消防用設備等の工事又は整備については、消防設備士でなければ行つてはならないとされている。

消防設備士講習は、消防設備士が消防用設備等に関する技術の進歩等に伴い、消防設備士の資質の向上を図るため、都道府県知事又は総務大臣が指定する市町村長その他の機関が行う当該講習を受講しなければならないとされている。

2. 指定、登録等の基準

○消防法（昭和23年法律第186号）

〔消防設備士講習〕

第17条の10 消防設備士は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。）が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない。

〔手数料〕

第17条の11 前条の規定により総務大臣が指定する機関で市町村長以外のもの（以下この条において「指定講習機関」という。）が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を当該指定講習機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定講習機関に納められた手数料は、当該指定講習機関の収入とする。

3 都道府県は、地方自治法第227条の規定に基づき消防設備士試験に係る手数料を徴収する場合においては、第17条の9第1項の規定による指定を受けた者（以下この項において「指定試験機関」という。）が行う消防設備士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

○消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

〔工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習に係る指定講習機関〕

第33条の17の2 法第17条の11第1項に規定する指定講習機関（以下この条において単に「指定講習機関」という。）の指定は、講習を行おうとする法人の申請により行う。

2 指定を受けようとする法人は、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定を受けようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

一 第33条の15第2項第1号から第7号まで及び第12号に掲げる書類

二 講習事務を取り扱う事務所の名称及び所在地を記載した書類

- 三 講習事務の実施の方法の概要を記載した書類
 - 四 第4項各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
- 3 総務大臣は、前項の規定による申請が次の要件を満たしているときでなければ、法第17条の10の規定による指定をしてはならない。
- 一 職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 申請者が、講習以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって当該講習が不公正になるおそれがないこと。
 - 四 全国の講習を受講しようとする者に対して、通信の方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法その他これに準ずる方法をいう。）又は当該通信の方法及び対面により講習の業務を行うことができる体制を有していること。
- 4 総務大臣は、第1項の規定による申請をした法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、法第17条の10の規定による指定をしてはならない。
- 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二 その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない法人であること。
 - 三 第8項の規定により読み替えて準用する第1条の4第21項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人であること。
 - 四 第8項の規定により読み替えて準用する第1条の4第21項の規定による指定の取消の日前30以内にその取消に係る法人の業務を行う役員であった者でその取消の日から2年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人であること。
- 5 総務大臣は、法第17条の10の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。
- 6 指定講習機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 7 総務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第1条の49九項から第15項まで、第16項（第5号を除く。）、第17項から第21項まで及び第22項（第1号及び第2号を除く。）の規定は、指定講習機関について準用する。この場合において、第1条の4第10項中「第2条の3に定める」とあるのは「第33条の17第3項の規定に基づき消防庁長官が定める」と、同条第16項第2号中「実施場所」とあるのは「実施場所又は実施方法」と、同項第4号中「別記様式第1号による修了証の交付の有無」とあるのは「前号の受講者のうち、講習修了証明を受けた者及びその年月日」と、同条第17項及び第21項第1号中「第3項各号」とあるのは「第33条の17の2第3項各号」と、同項第2号中「第4項第1号又は第3号」とあるのは「第33条の10の2第4項第1号、第2号又は第4号」と読み替えるものとする。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般財団法人 日本消防設備 安全センター	901040500 1030	令和6 年3月	住所：東京都港区虎ノ門 2丁目9番16号 電話：03-5422-1491	消防法施行規則第33条の17 の2第3項及び第4項に定 める要件を満たしているた め。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
地方公共団体の手数料の標準に 関する政令（平成12年第16号） 第23条第5項	一般財団法人 日本消防設備安全センター https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/syobo_setubishi_kosyu.pdf

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和7年9月1日現在） 改正の必要なし。